

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、創業の志を常に喚起し、HISグループ企業理念およびHIS企業理念の下に、社会に有用な商品とサービスを提供して持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、株主をはじめ顧客・従業員・取引先・地域社会等の立場を踏まえ、公正・透明・迅速果敢な意思決定を行い、かつ説明責任を十分に果たし、社会から評価され信頼される企業になることを目指します。

このような企業を目指す中で、当社は、コーポレート・ガバナンスに関して、東京証券取引所が制定したコーポレートガバナンス・コード(以下では「東証CGコード」と略称します。)の説明に従い、「株主をはじめ顧客・従業員・取引先・地域社会等の立場を踏まえ、公正・透明・迅速果敢な意思決定を行う仕組みである」と基本的に考えています。

東証CGコード全78原則は、ベストプラクティスとして「攻めのガバナンス」の実現に資する主要な原則が盛り込まれており、「プリンシプルベース・アプローチ」(原則主義)が採用されていることから、当社は、各原則の趣旨・精神の十分な理解に努め、当社事業の業種や規模、事業環境と特性、機関設計、当社の実情を勘案しながら、可能なかぎりその趣旨・精神に沿った各原則のコンプライ(実施)に努めてまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4 - 1 - 2】[原則5 - 2. 経営戦略や経営計画の策定・公表]

中期経営計画が決定された場合は、収益計画や資本政策の基本的な方針などを示しながら、当社がどのような価値をどのように創造するのかを分かり易く説明するようにいたします。

また、中期経営計画はその達成(実現)に向けて最善の努力をし、結果については株主への説明責任を果たし、原因や対応の内容の分析を次期以降の計画に反映させてまいります。

【補充原則4 - 1 - 3】

当社は、検討中であるグループ最高経営責任者等の後継者の計画(プランニング)を最重要課題と認識しており、慎重に検討を重ねております。策定された後は、取締役会はその運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう適切な監督を行います。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4. 政策保有株式】

当社は上場株式を政策保有しておりませんが、政策保有する場合の方針とその株式に係る議決権行使の基準を次のように定めます。

(1)上場株式を政策保有する場合

イ. 対象会社の経営陣が示す事業戦略について検討した結果、当該事業戦略が対象会社の企業価値向上に繋がると判断でき、かつ、次に掲げる場合に、取締役会決議により、配当などのリターンを勘案しながら必要最低限の水準に限定して、上場株式を政策保有することができる。

(a)当該事業戦略が当社の事業戦略と合致するとともに、対象先の事業の成長が当社の成長に結びつく場合

(b)当該事業戦略が当社の事業戦略に与える影響が大きく、事業提携または資本提携などの提携関係にある場合、または長期間の共同プロジェクトを展開している場合

ロ. 上場株式を政策保有する場合は、事業活動を行う上で合理性があるか否かの観点から各事業年度毎に検証を行い、保有目的や保有する合理性について取締役会へ報告するものとする。

ハ. 前項に基づき検証を行った結果、政策保有する必要性が薄れてきたと判断される場合には、該当する上場株式の政策保有水準の縮小を図る。

(2)上場株式を政策保有する場合の議決権行使の基準

イ. 上場株式を政策保有する場合は、原則として、対象会社が提案する全ての議案に賛成する議決権を行使する。

ロ. 前項の定めに関わらず、次の場合には、業績、経営環境、公表されている経営方針、および今後の取引関係の見直しなどを考慮しつつ、株主として対象会社と対話を行い、取締役選任議案の会社提案議案に関する賛否を慎重に判断する。

(a)業績の著しい悪化が一定期間継続している場合

(b)重大な不祥事があった場合

(c)株式の保有を決めた時点と比べて取引関係に重大な変動があった場合

八. 次の場合には、株主として対象会社と対話を行い、対象会社が提案する議案について、その賛否を慎重に判断する。

(a)支配株主等との利益が相反する議案

(b)支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策に係る議案

二. 対象会社の企業価値を毀損するような議案には、対象会社が提案する議案または株主が提案する議案のいずれの議案であっても反対するものとします。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社が、取締役(取締役監査等委員を含みます)、その近親者、または主要株主等との間で間接取引を含んだ取引(関連当事者間の取引)を行うときは、取締役会の承認決議を必要とします。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業年金制度を導入していません。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画、資本政策の基本方針

会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社が企業集団として目指すところは「自然の摂理にのっとり、人類の創造的発展と世界平和に寄与する。」(「HISグループ企業理念」)であり、ホームページや、コーポレートレポートで開示しています。

また、中期経営計画の策定については、新型コロナウイルス感染拡大により甚大な影響を受け、業績見通しが大きく変動した為、環境変化の予見がある程度可能であることを要件とし、2021年10月期からの3ヵ年計画、もしくは2022年10月期からの3ヵ年計画として検討を進めていく予定です。

資本政策の基本方針

当社は、事業の特性を踏まえ、収益力を向上させることによって自己資金中心の経営を行うことを、資本政策の基本的な方針としています。

この方針を進めるにあたり、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために実施するM&Aや設備投資によって、資金需要が増加することが見込まれる場合には、財務基盤の安定性強化と資金コストの低減を根幹に置き、金融市場の環境に応じた最適な資金調達方法を検討し、選択しております。

また、当社が重視する財務指標は、現金預金とデット(借入金・社債等)を相殺したネットキャッシュベースでの財務指標であり、その中でも自己資本比率を特に重視しております。当社は、ROE(株主資本利益率)とともに、この自己資本比率についても、中長期的な改善を図ってまいります。

こういった資本政策の基本的な方針を踏まえて、株主への還元については、配当性向の向上に努めつつ、実績に応じて安定的かつ継続的に会社の利益配分を実施することを基本方針としております。

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

経営陣幹部・取締役の報酬は、役位、会社の業績および業績に対する貢献度を勘案し、役員賞与については「常勤取締役に支給する賞与総額のガイドライン」(取締役会に附属する報酬委員会が制定)に準拠しつつ、それぞれ報酬委員会の答申を基に決定しています。

報酬委員会は、社内出身の取締役4名、独立社外取締役2名で構成され、代表取締役会長兼社長が委員長を務めており、答申内容は、出席委員の総意で決定しています。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

イ. 当社の経営陣幹部は業務執行取締役と執行役員から構成されていましたが、平成30年1月25日開催の第37回定時株主総会において、当社定款の一部を変更し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)と執行役員の役位を整理し、執行役員が業務執行を担う旨を明確にしました。その後同日開催の取締役会において、従前の執行役員規程を全面改正しました。これによると、取締役社長が社長執行役員として業務執行の最高責任者となります。

執行役員の選任は、取締役社長が、取締役会に附属する人事・指名委員会(社内出身の取締役4名、独立社外取締役2名で構成され、委員長は代表取締役会長兼社長)に諮問し、諮問に対する人事・指名委員会の答申に基づき、取締役会にその選任を提案します。取締役会は、取締役社長の提案に基づき執行役員の選任を決議し、被選任者は承諾と同時に執行役員に就任します。

業務を執行する取締役の執行役員候補者の選定については、取締役社長が、その分担する業務執行および執行役員としての役位に関する原案を、人事・指名委員会に諮問します。

また従業員の執行役員候補者については、取締役社長は、次に掲げる、

- (a)本部長またはそれに準ずる組織の長として、担当している職務について業績をあげていると認められること
  - (b)業務遂行の中で、率先垂範して当社の経営理念等を具現化していく姿勢が認められること
  - (c)相当の業績をあげており、かつ相応のマネジメント力(リスクマネジメントの実施とリスクテキング、ビジネス判断とそれに基づく業務運営、コンプライアンスの率先垂範)を発揮しつつあると認められること
  - (d)現任の上席執行役員または執行役員であって、引き続き上席執行役員または執行役員に起用することが適当であると認められること
  - (e)取締役と同等の法的要件(会社法第331条第1項第2号から第4号)を備えていると認められること
- という要件を総合的に判断して、該当者を候補者として人事・指名委員会に諮問します。

ロ. 取締役候補者の指名を行うに当たっての方針は、

- (a)社内出身の取締役候補者の場合は、担当している職務において業績を上げており、今後も委嘱される業務の執行を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することが期待できる。
- (b)社外出身の取締役候補者の場合は、見識や経験などから、当社の取締役会のモニタリングなどを通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することが期待できる。
- (c)社外出身者を独立社外取締役候補者とする場合には、上記(b)に加えて、当社の定める独立社外取締役の独立性判断基準を満たす。が概括的な基準となります。

ハ. 取締役監査等委員候補者の指名を行うに当たっての方針は、

- (a)社内出身または社外出身を問わず、取締役監査等委員としての職責を果たせる豊富な経験、高い知見を備えている。
- (b)社外出身者を独立社外取締役候補者とする場合には、上記(a)に加えて、当社の定める独立社外取締役の独立性判断基準を満たす。が概括的な基準となります。

ニ. 取締役候補者の指名を行う手続は、代表取締役会長兼社長が、上述の人事・指名委員会(社内出身の取締役4名、独立社外取締役2名で構成され、委員長は代表取締役会長兼社長)に諮問し、その答申に基づいて、候補者の原案を決定し、取締役会決議で取締役候補者を決定します。

ホ. 取締役監査等委員候補者の指名を行う手続は、代表取締役会長兼社長が、上述の人事・指名委員会(社内出身の取締役4名、独立社外取締役2名で構成され、委員長は代表取締役会長兼社長)に諮問し、その答申(出席委員の総意で決定)に基づき、監査等委員会の同意を得たうえで候補者の原案を決定し、取締役会決議で取締役監査等委員候補者を決定します。

ヘ. 経営陣幹部の解任については、上述の要件・基準等に照らし、執行役員、取締役および取締役監査等委員が期待された職務遂行が困難になったと認められる場合において、人事・指名委員会の答申に基づき、取締役会で審議するものとしています。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

執行役員を選解任し、ならびに取締役および取締役監査等委員候補者を指名する取締役会において、選解任したい理由、および候補者として指名したい理由を、それぞれ説明しています。

取締役および取締役監査等委員候補者の指名理由は、定時株主総会に添付する株主総会参考書類に、当社が付議する取締役選任議案、および取締役監査等委員選任議案の内容として、それぞれ開示しています。

【補充原則4 - 1 - 1】経営陣に対する委任の範囲の概要

取締役会の決議が必要となる事項は、法令や定款のほか、重要性および性質等に鑑み取締役会の決議事項とすることが適切であると認める事項を「取締役会規程」に定めております。これらに該当しない事項は、業務分掌規程および職務権限の定めに基づき、代表取締役会長兼社長をはじめとする業務執行者(経営陣)の決裁によって決定しています。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法に定める社外取締役の要件、および東京証券取引所が定める独立性基準を基に、次の要件(改廃は取締役会の決議によります。)に該当する社外取締役を独立社外取締役といたします。また、現在の独立社外取締役は、この要件を満たしております。

- (1)現在または過去において、当社、当社の子会社または関連会社(以下「当社グループ」といいます。)の業務執行取締役、執行役、執行役員または使用人(以下「業務執行者」といいます。)になったことがないこと
- (2)当社の大株主(最新の株主名簿において上位10位以内の株主、もしくは議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する株主)、または大株主である団体に現に所属している者でないこと
- (3)当社グループが大株主(最新の株主名簿において上位10位以内の株主、または議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する株主)となっている会社の業務執行者でないこと
- (4)直近3会計年度において、当社グループとの間で年間の取引総額が相互にその連結売上高の2%以上の取引先に現に所属している者でないこと

- (5)当社グループの主要な借入先(当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先)である金融機関の業務執行者でないこと
- (6)当社グループの主幹証券会社の業務執行者でないこと
- (7)直近3会計年度において、当社から役員報酬等以外に平均して1会計年度に1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家もしくは法律専門家、または会計監査人もしくは顧問契約先(それらが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に現に所属している者)でないこと
- (8)直近3会計年度において、総収入もしくは経常収益の2%以上の寄附を当社から受けている非営利団体に現に所属している者でないこと
- (9)上記(2)から(8)の団体または取引先に過去に所属していた場合は、当該団体または取引先を退職後3年以上経過していること
- (10)上記(2)から(9)の配偶者または二親等以内の親族でないこと
- (11)前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事由を有していないこと

【補充原則4 - 11 - 1】取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

取締役会の構成は、当社が、事業のグローバル化の進展と事業分野の多様化に適應して、持続的に成長し、かつ中長期的な企業価値の向上に資するという観点から、全体として、会社の経営環境と経営課題に対して必要な知識・経験・能力のバランスと多様性に配慮します。また、取締役会は、定款の定める枠内(取締役は16名以内、そのうち取締役監査等委員は4名以内)で、取締役会および監査等委員会を実効的に運営できる規模とします。

【補充原則4 - 11 - 2】取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況

当社の取締役および取締役監査等委員の他の上場会社の役員の兼任状況は、定時株主総会招集通知とともに提供している「事業報告」(「2. 会社の現況」の中の「(2)会社役員の状況」の該当項目)および「有価証券報告書」(「第一部 企業情報」の中の「第4 提出会社の状況 5. 役員の状況」)で、事業年度毎に開示しています。また、兼任数は、求められる役割・責務を十分に果たすことが可能な範囲内となっています。

【補充原則4 - 11 - 3】取締役会全体の実効性について分析・評価

第36期より各取締役による自己評価を実施し、結果を分析し改善につなげています。

イ. 持株会社化延期により、新体制構築の前に一旦既存事業への経営資源集中で、基盤の再強化を図った

ロ. 外部持ち込みのM&Aに頼らない、自発的な事業多角化を推進。社内公募により若手を起用した

ハ. 後継者候補の議論・育成については、持株会社化の延期と社会の新常態を踏まえ、今後再始動へ

(2)今後とりむべき課題

イ. 中期計画の再策定。事業ポートフォリオの見直しにも十分な審議を重ねたい

ロ. 成長戦略や新規事業の推進に必要なトレーニング(専門会議)を、効率的に行うこと

ハ. 取締役会全体の知見を高め、多様な見識を確保するための社外取締役増員

【補充原則4 - 14 - 2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役および取締役監査等委員に、社内出身であるか社外出身者であるかに応じ、またその経歴なども考慮したうえで、期待される役割・責務を適切に果たしていくために必要な知識および情報(例えば財務、組織、法務、およびコーポレートガバナンスに関する知識(取締役、取締役監査等委員としての法的責任を含む)、ならびに事業に関する情報(当社の事業内容、業界特性や市場動向、会社の状況など))を習得できるよう、就任時に加えて就任後も継続して、機会を提供しまたは斡旋し、その費用を支援します。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

株主や投資家等(以下では「株主等」と言います。)との建設的な対話(エンゲージメント)は、当社の企業理念、事業環境、経営陣、経営方針、経営施策等に対する理解を深めていただくとともに、株主等の観点による当社への評価を知り、提言が得られる良い機会であると理解しています。当社は、このような機会を、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に役立てるようと考え、株主や投資家等との建設的な対話(エンゲージメント)を促進するために、

(1)代表取締役会長兼社長および取締役常務執行役員を、株主等の対話全般についての統括者とする。

(2)本社経営企画本部、本社経理本部などの社内関係各部門が連携して、対話(面談)者を補助する。

(3)株主等の建設的な対話は、株主総会および個別面談のほか、決算説明会およびIRフェアへの参加などを通じて、中長期的な視点による株主等の関心事項に基づいて実施し、その充実に努める。

(4)株主等との対話全般の統括者は、株主等の意見・関心・懸念等を、定期的および適宜・適切に取締役会へ報告する。

(5)株主等の対話では、未公表の重要事実を開示しない。

を基本方針として、体制を整備しながら取り組んでまいります。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

**【大株主の状況】**

更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
澤田 秀雄	17,943,612	28.56
株式会社日本カストディ銀行	5,546,300	8.83
有限会社秀インター	3,458,088	5.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,414,500	3.84
行方 一正	1,001,985	1.59
澤田 まゆみ	900,832	1.43
エイチ アイ エス従業員持株会	890,784	1.42
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	887,128	1.41
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC1 COLL EQUITY	879,835	1.40
澤田 秀太	654,050	1.04

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

**3. 企業属性**

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	10 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

**4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針****5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情**

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
梅田 常和	公認会計士													
鍋島 厚	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梅田 常和				アーサーアンダーセン・アンド・カンパニーのパートナーや、英和監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)の代表社員を歴任し、独立して公認会計士梅田会計事務所を設立するなど、公認会計士として、財務及び会計に関する豊富な経験と知見を備えられているほか、企業経営にも参画されていることに加えて、これまでの当社社外監査役、監査等委員である取締役及び社外取締役としての経験、知見、業績、培われた見識が、監査等委員会の職責遂行に資するものと期待され、監査等委員である取締役及び社外取締役として再任されて就任いたしました。



鍋島 厚				東京海上火災保険株式会社での伝統的な大企業の組織運営と、株式会社ハーバー研究所でのベンチャー的な上場企業の経営など、豊富な経験や知見を備え、企業倫理とコーポレート・ガバナンスに対する卓越した識見を活かし、独立して客観的な観点から当社の経営に対して助言と提言が期待でき、監査等委員会の職責を遂行していただけるものとして、監査等委員である取締役及び社外取締役として就任いたしました。
------	--	--	--	---

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	なし

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

- (1)監査等委員会の職務執行を補助すべき監査等委員会室を設置し、業務監査等の監査等委員会の職務執行を補助するために適切な使用人を選び、監査等委員会の同意を得て配置しています。なお、監査等委員会の職務執行を補助すべき取締役は置いていません。
- (2)監査等委員会室は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)等の指揮命令から独立した組織とし、監査等委員会が、所属する使用人に対して、その業務に関する指揮、命令および監督する権限を専ら保持しています。
- (3)監査等委員会の職務執行を補助すべき使用人についての人事考課、人事異動その他の人事に関する事項は、監査等委員会の意見・意向を十分に尊重し、かつ反映させることとしています。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- (1)事案に応じて、監査室、経理部門または法務部門に所属する使用人に、監査等委員会の職務執行を補助させるようにしています。
- (2)内部監査を業務とする監査部に、監査等委員会による効果的な監査が適切に遂行できるよう、監査等委員会と緊密な連携を図らせ、必要に応じて、監査等委員会の指示を受けた内部監査を実施させ、内部監査の結果を監査等委員会に報告させるようにしています。
- (3)監査等委員会は、会計監査人から定期的に報告を受けるようになっています。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	人事・指名委員会	6	4	4	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	6	4	4	2	0	0	社内取締役

### 補足説明 更新

人事・指名委員会、報酬委員会ともに、前期においては5回開催しています。また、取締役候補者の指名および執行役員の選任に関する方針と手続については、[3 - 1. 情報開示の充実]の(4)を、取締役および執行役員の報酬の決定に関する手続については、同じく[3 - 1. 情報開示の充実]の(3)をご参照ください。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

監査等委員である取締役のうち2名が社外取締役であり、かつそれぞれが東京証券取引所の定める独立役員としての要件を満たしていることから、この2名を、本人の同意を得たうえで独立役員に指定して届け出しています。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成29年1月26日開催の第36回定時株主総会決議とその授権に基づき、令和2年1月29日開催の取締役会決議により、当社従業員1,693名と当社子会社従業員215名を対象に、ストックオプションとして8,599個の新株予約権を付与し、令和2年1月29日開催の取締役会決議により、当社取締役(監査等委員である取締役、非業務執行取締役、非常勤取締役および社外取締役を除く。)5名に対して330個の新株予約権を、当社子会社取締役44名に対して600個の新株予約権を、それぞれストックオプションとして付与しました。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

経営陣の報酬に、中長期的な業績と連動するインセンティブ要素を加味できるように検討してまいりましたが、令和2年1月29日の取締役会決議により、当社従業員1,693名と当社子会社従業員215名を対象に、ストックオプションとして8,599個の新株予約権を付与し、令和2年1月29日開催の取締役会決議により、当社取締役(監査等委員である取締役、非業務執行取締役、非常勤取締役および社外取締役を除く。)5名に対して330個の新株予約権を、当社子会社取締役44名に対して600個の新株予約権を、それぞれストックオプションとして付与しました。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 **更新**

(1)取締役報酬は、事業報告、有価証券報告書において、それぞれ総額を開示するほか、有価証券報告書では連結報酬の総額が1億円以上である者を開示しています。

(2)最近の事業年度(令和2年10月期)における取締役の報酬(年額)は、9名の取締役(監査等委員および社外取締役を除く。)に対して127百万円、1名の取締役監査等委員(社外取締役を除く。)に対して9百万円、2名の取締役監査等委員(社外取締役)に対して10百万円となっています。

(3)平成28年1月27日開催の第35回定時株主総会の決議で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は年額500百万円以内(ただし、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含めない。)、監査等委員である取締役の報酬額は年額50百万円以内(ただし、役員賞与を含む。)と、それぞれ決定しています。

(4)平成29年1月26日開催の第36回定時株主総会の決議で、次のような事項が決定されています。

- イ. 当社の取締役(監査等委員である取締役、非業務執行取締役、非常勤取締役および社外取締役を除く。)に対し、上記(3)とは別枠で、年額100百万円以内でストック・オプションとしての新株予約権を割り当てること
- ロ. 割り当てられる新株予約権の数の上限は、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に700個であること
- ハ. スtock・オプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価格に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となること
- ニ. スtock・オプションの付与については、新株予約権の割当てを受けた取締役に對し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額と相殺することにより新株予約権を取得させるものであること
- ホ. その他詳細の決定は取締役会に委ねること

(5)平成30年1月25日開催の第37回定時株主総会の決議で、次のような事項が決定されています。

- イ. 当社の取締役(監査等委員である取締役、非業務執行取締役、非常勤取締役および社外取締役を除く。)に対し、上記(3)および(4)とは別枠で、年額100百万円以内で譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給すること
- ロ. 譲渡制限付株式の付与の対象となる取締役は、取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は、年10万株以内(ただし、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整する。)とすること
- ハ. 譲渡制限付株式1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値とする



- 二. 譲渡制限期間を、払込期日または処分期日から30年間とすること
- ホ. その他詳細の決定は取締役会に委ねること

なお、譲渡制限付株式報酬制度は、役員報酬制度見直しの一環として、平成30年1月25日付で廃止された役員退職慰労金制度に代えて、導入したものであります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および執行役員の報酬の決定に関する手続については、[3 - 1. 情報開示の充実]の(3)をご参照ください。

## 【社外取締役のサポート体制】

当社の社外取締役は全員が監査等委員である取締役であることから、監査等委員会室(監査等委員ではない取締役等の指揮・命令から独立した組織)が、主にサポートしています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(業務執行の体制)

- (1)当社の取締役会は、会社法令に定める事項等の業務執行の決定、取締役の職務執行の監督等を行います。
- (2)取締役会は、監査等委員ではない取締役7名と監査等委員である取締役3名(そのうち2名は独立社外取締役)から構成され、監査等委員ではない取締役7名は業務執行取締役となっています。
- (3)取締役会には、投資委員会、報酬委員会、資金調達・運用委員会、人事・指名委員会の四つの委員会が附属し、投資に係る案件は投資委員会において、取締役・執行役員の報酬は報酬委員会において、重要な資金調達または運用などについては資金調達・運用委員会において、取締役候補者と執行役員候補者は人事・指名委員会において、それぞれの審議と答申を経た後に、取締役会に決議事項として付議され、審議されます。
- (4)当社は、迅速な意思決定による経営の効率化を一層推し進めるために平成30年1月25日付で当社定款の一部を変更し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)と執行役員の役位を整理して、執行役員が業務執行を担う旨を明確にしました。その結果、現在は、業務執行取締役7名を含む執行役員19名(社長執行役員1名、専務執行役員1名、常務執行役員1名、上席執行役員2名、執行役員14名)が、適確で効率的な業務執行に励んでいます。

(監査等委員会による監査・監督体制)

- (1)当社は、平成28年1月27日開催の第35回定時株主総会の決議で、それまでの監査役・監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。
- (2)監査等委員会は女性を含む3名の監査等委員である取締役から構成され、2名が独立社外取締役であり、他の1名が、常勤監査等委員、選定監査等委員および特定監査等委員となっています。なお、監査等委員のうち1名は公認会計士であり、他の2名の監査等委員も経理・財務・会計に関する相応の見識を有しています。
- (3)監査等委員会には、監査等委員会の職務執行を補助するために監査等委員会室を設置し、専任の従業員を配置しています。この外に、案件に応じて社内他の部門の従業員も監査等委員会の職務執行を補助します。

(内部監査部門による監査・監督体制)

- (1)内部監査は監査部(所属人員は9名)が、代表取締役会長兼社長の承認を得た監査計画書(監査対象部門、監査日程、監査人、監査方針その他の必要な事項を含む)に従って実施し、監査の講評を行って監査報告書を作成し、これを社長に提出するほか関係する取締役(監査等委員である取締役を除く。)へも報告します。
- (2)監査部は、改善指摘事項を記載した監査結果を被監査部門の長に対して通知し、被監査部門の長は、所定の回答書に監査部からの指摘事項に対する改善施策を記載し、これを監査部に提出します。
- (3)監査部は、監査部門の長から回答書を受領後、記載されている改善施策の実施状況の検証を行います。

(会計監査人による監査体制)

- (1)当社は、有限責任監査法人トーマツと、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査についての監査契約を、締結しております。
- (2)当社の第40期(令和2年10月期)の会計監査業務を執行した公認会計士は、久世 浩一氏と朽木 利宏氏の2名(いずれも、指定有限責任社員業務執行社員)です。当社の会計監査の執行には、両氏のほかに、会計監査業務に係る補助者として、公認会計士11名、会計士補等19名、およびその他18名が従事されました。
- (3)有限責任監査法人トーマツは、平成10年11月1日から当社の会計監査人を務めていますが、会計監査業務を執行した公認会計士の継続監査年数は7年以内であります。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社および当社グループの事業規模と形態を踏まえて、経営に関する公正・透明かつ迅速果断な意思決定を行い、かつ、株主をはじめとするステークホルダーへの説明責任を果たせるよう、第35期(平成27年10月期)まで、コーポレート・ガバナンスの体制として、監査役・監査役会設置会社制度を採用してまいりました。

当社の監査役・監査役会は、適法性監査に加えて法令が許容する範囲で妥当性監査も行ってきたほか、取締役会などで取締役の業務の執行や職務の執行に対しても、適切な助言や提言を行ってきました。このような実態を基に、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。平成27年5月1日から施行。)で創設された「監査等委員会設置会社」の制度の内容を検討したところ、当社および当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る上で、この制度が、当社の実情に適合し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に資する制度であると判断いたしました。

そこで当社は、監査等委員会設置会社への移行を平成28年1月27日開催の第35回定時株主総会に提案し、株主の承認決議を得て実施しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知を、年末年始の期間を挟みながらも法定の期間よりも早く発送できるように努め、直近の令和3年1月27日開催の定時株主総会の場合は、開催日の22日前に発送いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	「招集ご通知」(狭義の招集通知)と「株主総会参考書類」を英訳し、東京証券取引所および当社のホームページ上に掲載しています。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期および通期決算発表の当日に、アナリストおよび機関投資家を対象とする説明会を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	(1)コーポレートサイトのホームページ( <a href="https://www.his.co.jp/">https://www.his.co.jp/</a> )に、「IR情報」のページを設け、そのページを「IR資料室」、「株式・社債情報」、「その他(電子公告、よくあるご質問等)」の項目で構成しています。  (2)「IR資料室」には、月次業績速報、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、ビジネスレポート、過去実績、コーポレートレポートを掲載しています。また海外投資家向けに、英文IRページ( <a href="https://www.his.co.jp/en/ir/">https://www.his.co.jp/en/ir/</a> )に英訳した財務諸表や会社情報を掲載しております。  (3)「株式・社債情報」には、IRカレンダー、株価情報、株式基本情報、アナリスト・カバレッジ、株主総会招集ご通知(株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類、監査報告書を一体としています。)、株主優待のご案内、格付情報、社債情報を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部IR室をIRに関する担当部署とし、経営企画本部長が事務連絡責任者になっています。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「HISグループ企業理念」、「HIS企業理念」や「HIS企業行動憲章」に株主やステークホルダーの立場を尊重する理念を盛り込んでおり、当社の取締役、執行役員および従業員は、この理念に沿って業務に取り組んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「HISグループ企業理念」および「HIS企業理念」に沿って当社グループが取り組んでいるCSR活動を、コーポレートレポートにおいて紹介しているほか、コーポレートサイトのホームページ( <a href="https://www.his.co.jp/">https://www.his.co.jp/</a> )に、「CSR」のページを設けて紹介しています。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

監査等委員会設置会社である当社は、会社法第399条の13の第2項に基づいて、取締役会決議で、

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 2) 当社及び当社グループ会社(子会社及び関連会社)の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- 3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 4) 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制
- 5) 当社及び当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 6) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 7) 監査等委員会の職務執行に必要な事項(監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制等)

などの、監査等委員会の職務の執行のために必要な事項や、当社及び当社グループ子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するために必要な体制整備の事項を、基本方針として決定しています。

- 1) 倫理コンプライアンスの徹底を図るために、「HISポリシー」「HISグループ企業理念」「HIS企業理念」「HIS企業行動憲章」等を制定し、ホームページやイントラネット等で確認できるようにしている。
- 2) 社外の専門家に委託している内部通報窓口「さわやかホットライン」は、従業員から寄せられた相談案件を、匿名性を保持しつつ、案件に応じた意見を添えて会社へ伝達して、相談者と会社との適切な仲介役を果たしており、企業倫理やコンプライアンス違反に対する会社の自浄態勢が機能できるようにしている。
- 3) 取締役会は、法令・定款・社内規程に従って重要な業務執行を決議によって決定し、各取締役の業務執行状況及び主要なグループ会社の業績についての報告を受けている。
- 4) 取締役会における決議などの重要情報は、権限と責任のある部署で適切に保持し、記録し及び管理し、法令若しくは金融商品取引所の適時開示規則に従い、又は会社が株主や投資家の適切な投資判断に有用であると判断した場合に、適正な開示を行うように努めている。
- 5) 内部統制システムを利用した監査等委員会の組織的監査は実効性をもって実施され、監査部(内部監査部門)も所期の役割を果たしている。

などのほか、業務の実情に応じて諸手続の見直しも行っております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

#### (1) 基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を、暴力や威力または詐欺的な手法を駆使して経済的利益を追求するもの、およびそれを利用するものと捉え、そうした勢力に対して、毅然とした態度を貫き、取引の防止に努め、一切の関係を排除・遮断することを基本方針としています。

#### (2) 整備状況

イ. 当社が用意している契約の雛形には反社会的勢力の排除条項を定め、反社会的勢力との取引防止に取り組んでいます。

ロ. 本社法務部門を反社会的勢力に対処する統括部署とし、管掌取締役の下に、顧問弁護士、警察、外部の専門のコンサルタントと連携して組織的に対処する体制を整えています。

ハ. 寄附金や賛助金の支出は稟議書による決裁(金額によっては取締役の決議)事項であり、事前に法令上や企業倫理上の観点からもその適否を審査しています。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は次の通りです。

#### (1) 当社の情報管理と開示の方針

行動準則である「HIS企業行動憲章」の中で、当社は、「適正な情報の管理と開示」について、「お客様などの個人情報やお取引先の情報など、情報の持つ価値と重要性を十分に認識して適正に管理し、その価値を損なうような利用はしません。会社の情報は、正確かつ公正に、そしてタイムリーに開示します。」とし、会社情報の適正な管理に努め、金融商品取引法および東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に準拠して、正確かつ公正に、そしてタイムリーな会社情報の開示に努めています。

#### (2) 会社情報の適時開示体制

当社の適時開示は、社内規程である「情報開示規程」の定めに沿って行われ、東京証券取引所に「情報取扱責任者」として届け出た者を適時開示の責任者としています。中心に、広報・IR、経理・財務、総務・法務の各部門から選抜したワーキングスタッフと取締役会事務局が連携して、情報の把握と管理、適時開示の要否の判断を行っています。

#### (3) 適時開示の方法

適時開示に到るまでの未公表の重要情報は、社内規程である「情報管理およびインサイダー取引防止規程」の定めに基づき、適正な管理を行い、インサイダー取引が生じないように努めています。

#### (4) 未公表の重要情報の管理

適時開示に到るまでの未公表の重要情報は、社内規程である「情報管理およびインサイダー取引防止規程」の定めに基づき、適正な管理を行い、インサイダー取引が生じないように努めています。

コーポレートガバナンス 体制図（令和3年1月28日現在）

